

JAアラートの全国一斉情報伝達試験を実施します

地震・津波や武力攻撃などの発生時に備え、全国瞬時警報システム(Jアラート)を用いた全国一斉情報伝達試験を5月19日(水)午前11時に実施します。

当日は、市ホームページ、危機管理局ツイッターへ試験電文が配信されるほか、市東部に設置している屋外拡声装置により試験音声を送ります。あらかじめご了承ください。

問 危機管理課 ☎214・8519

ポイ捨て防止にご協力ください

5月30日は「ごみゼロの日」です。海洋プラスチックごみ問題は、ポイ捨てごみが河川等を通じて海に流入することが原因の1つになっています。ポイ捨て防止にご協力ください。

また、地域清掃やボランティアで清掃される方への地域清掃ごみ袋の配布、火ばさみの貸し出しを行っています。ごみの散乱のない快適なまちづくりを進める「アレマ隊」の活動報告の受け付けは年間を通じて行っています。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

問 家庭ごみ減量課 ☎214・8250

「災害時要援護者情報登録制度」をご利用ください

災害時に安否確認や避難支援など地域の支援を必要とする方を「災害時要援護者」として登録し、その情報を町内会などの地域団体に提供することで、地域による災害時の支援体制づくりに活用する制度です。

●対象は次のいずれかに該当し、地域団体(町内会、民生委員児童委員など)への情報提供に同意できる在宅の方①障害者手帳をお持ちの方②要介護・要支援認定を受けている方③65歳以上の方④1人暮らしや高齢の方のみの世帯、または日中・夜間の長い時間にわたり単身状態になる方⑤病気等により支援を必要とする方または①③に準じる方

申区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課で配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可)で、問 区役所・宮城総合支所障害高齢課、秋保総合支所保健福祉課(☎は9ページ)

宅地用空き地の除草をお願いします

雑草が生い茂る季節です。放置しておくとお虫が発生し、近隣の迷惑となることがあります。宅地用空き地の所有者は条例により除草等の管理に努める必要

税のお知らせ

■軽自動車税(種別割)の納税通知書を送ります

軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されます。令和3年度の納税通知書は、5月10日に発送します。お近くの金融機関などで5月31日までに納めてください。口座振替をご利用の方は5月31日に振り替えになります。

生活保護を受けている方や障害のある方が使用している軽自動車等は減免の対象となる場合があります。減免を受けるためには、納税通知書が届いてから、5月31日までに申請が必要です。要件など詳しくはお問い合わせください。

問【納税通知書、減免に関すること】市民税企画課 ☎214・8625、【納付に関すること】収納管理課 ☎214・1010

■令和3年度の市・県民税課税(非課税)証明書(所得証明)を発行します

令和3年1月1日現在お住まいの市町村で発行します。令和3年度分の発行開始日については、次のとおりです。

対象	発行場所	発行開始日
給与から市県民税が差し引かれる方(給与特別徴収)、非課税の方	窓口	5/14
	コンビニ交付サービス	5/23
納税通知書で納める方(普通徴収)、年金から市県民税が差し引かれる方(年金特別徴収)	窓口	6/11
	コンビニ交付サービス	

※次の条件のいずれにも当てはまる配偶者については、市・県民税課税(非課税)証明書を取得する際に、市県民税の申告が必要となる場合があります

●前年の合計所得金額が1,000万円を超える納税義務者に扶養されている方

●前年の合計所得金額が48万円以下の方

問【証明に関すること】税制課 ☎214・8622、区役所税務会計課、総合支所税務住民課(☎は9ページ)、【申告に関すること】市民税課(青葉区・泉区) ☎214・8637、(宮城野区・若林区・太白区) ☎214・8638

■給与所得者の市県民税の特別徴収を推進しています

市では、法令順守と給与所得者の納税の利便性向上の観点から、宮城県などと連携して、特別徴収未実施の事業主に対し、実施を促す取り組みを推進しています。本年度新たに特別徴収を実施することになった事業主には、5月13日に特別徴収税額通知書をお送りしますので、毎月の給与からの市県民税の引き落としをお願いします。

問 市民税課 ☎214・1009

■令和2年分確定申告の振替納付日等について

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、令和2年分所得税等の確定申告期限・納付期限が延長されたことに伴い、所得税と個人事業者の消費税の振替納税を利用している方の振替納付日が延長されました。

振替納付日

- 所得税および復興特別所得税・・・5月31日(月)
- 消費税および地方消費税・・・5月24日(月)

※振替納付日の前日までに預貯金残高の確認をお願いします

口座振替ができなかった場合

残高不足等により口座振替ができなかった場合には、延長された納付期限の翌日(4月16日)から納付の日までの期間について、延滞税がかかる場合があります。その場合、金融機関または所轄の税務署の納税窓口で、本税と延滞税を併せて納付していただくことになります。

延滞税の計算方法など詳しい内容は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)をご覧ください。

国税の猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響で、国税を期限内に納付することができない場合、税務署に申請することにより、納税の猶予制度を適用できる場合があります。詳しくは、所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

問 仙台北税務署 ☎222・8121、仙台中税務署 ☎783・7831、仙台南税務署 ☎306・8001

がありますので、適正な管理をお願いいたします。

問 区役所衛生課、宮城総合支所管理課、秋保総合支所保健福祉課(☎は9ページ)

町内会の環境衛生整備に助成します

町内会が行う次の事業に対し、消費税相当額を除く事業費の2分の1以内の費用を助成します。

①	②	③	助成対象事業	限度額
地域に繁茂する草を刈るための動力草刈機の購入費用	蚊・ハエ発生防止のための動力薬剤散布機の購入費用	下水道処理区域外の私道への準公共的な排水設備に係る費用		
1台 5万円	1台 10万円	50万円		

●①は10月31日までに申請が必要です ●助成額には上限がありません ●購入等の前に申請手続きが必要です ●申し込み多数のときは期限前に受け付けを終了します

申・問 区役所衛生課、宮城総合支所管理課、秋保総合支所保健福祉課(☎は9ページ)

新型コロナウイルス感染症における主な支援制度

事業者向け支援

◆時短要請等関連事業者支援金

宮城県による営業時間短縮の協力要請や、宮城県・仙台市による緊急事態宣言などの影響を受け、売上げが減少した仙台市内の事業者に対し、支援金を支給します。

■時短要請対象者への支援金

●支給要件—宮城県による営業時間短縮の協力要請の対象事業者であり、令和2年12月～令和3年4月のいずれかの月の売上げが、前年同月比で50%以上かつ150万円以上減少していること ●支給額—【法人】20万円～120万円【個人事業主】10万円～60万円。売上げ減少額により異なります

■関連事業者への支援金

●支給要件—令和2年12月～令和3年4月のいずれかの月の売上げが、前年同月比で30%以上減少しており、下記の①～③のいずれかを満たすこと

①宮城県による営業時間短縮の協力要請による影響を受けている②GoToキャンペーン停止による影響を受けている③宮城県・仙台市による独自の緊急事態宣言の影響を受けている

売上げ減少率	基準額(法人)	基準額(個人事業主)
30%以上50%未満	最大20万円	最大10万円
50%以上	最大30万円	最大15万円

※30%以上減少した月の売上げ減少額が上記基準額に満たない場合は、減少額が支給上限額となります(千円未満切り捨て)

●申請期限—5月14日(金) ●申請方法等詳しくは、市ホームページをご覧ください

問 専用ダイヤル ☎263・8833 (平日9:00～17:00)

ひとり親世帯向け支援

◆低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯)

下記の①～③のいずれかに該当し、令和4年3月31日時点で18歳以下(障害のある場合は20歳未満)の児童を監護するひとり親世帯(事実婚に該当する方を除く)に対し、国の制度として、児童1人につき5万円の給付金を支給します。

- ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している
- ②令和3年3月末時点でひとり親世帯に該当し、公的年金等を受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当が支給されていない(収入の条件有り)
- ③申請時点でひとり親世帯に該当し、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降、ひとり親世帯であった期間に家計が急変し、収入が児童扶養手当受給世帯と同じ水準になった

●申請期限—令和4年2月28日 ●申請方法—区役所保育給付課、総合支所保健福祉課で配布する申請書(市ホームページからもダウンロード可)に必要事項を記入の上郵送または持参 ●①に該当する方の申請は不要です

問 コールセンター ☎200・2723 (7月31日までの8:30～18:00)

※情報は4月19日現在。最新の情報等については市ホームページをご覧ください